

定額減税補足給付金（不足額給付金）のご案内

※受給には手続きが必要です

令和7年1月1日時点で小野市に住民票があり、次のいずれかに該当する方に申請書をお送りしています。

支給対象者

- ① 令和6年分所得税及び令和6年度分住民税において合計所得金額が48万円を超える方
- ② 令和6年分所得税及び令和6年度分住民税において青色事業専従者又は事業専従者である方
- ③ 地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合

※ 令和6年分所得税及び令和6年度分住民税所得割が0円でない方は対象外。

※ 定額減税の対象になった方(控除対象配偶者または扶養親族として対象になった方を含む)は対象外。

※ 令和5年度または令和6年度に低所得世帯向け給付金の対象世帯に該当する方は対象外。

支給金額

原則4万円 ※税申告状況等や令和6年度調整給付金受給金額により異なります。

(例)令和6年分所得税及び令和6年度住民税において合計所得金額が48万円を超えており、
令和6年度調整給付金を2万円受給している場合

原則支給金額 4万円 - 令和6年度調整給付金受給金額 2万円 = 不足額給付金支給金額 2万円

申請方法

同封している申請書に必要事項をご記入のうえ、提出書類を添付して郵送でご提出ください。

※詳しい記入方法は裏面や記入例をご覧ください。

提出期限 令和7年11月28日(金) ※厳守

支給予定 確認書を受付後1か月程度

お問い合わせ先

小野市定額減税補足給付金 申請受付会場 平日 8:45~17:15

0794-63-1000(内線620・701)

《裏面もご確認ください》

Q & A

申請書はどのように記入しますか？ ※記入例をご覧ください。

① 申請書表面に記載の内容に異議がなければ、
確認日・氏名・生年月日・ご連絡先を記入します

② 振込先口座を記入します（申請者本人の口座に限ります）

③ 「提出書類」（確認書裏面に記載）を添付します

④ 最後に記入漏れがないか確認し、ポストに投函します。

以上でお手続きは完了です！

1か月程度でお振込みしますので、通帳記帳でご確認ください。

成年後見人や保佐人が申請する場合はどのように手続きしますか？

成年後見人や保佐人の方が申請される場合は、通常の申請に加えて下記の2点が必要です。

- ・成年後見人や保佐人であることが分かる書類の写し(登記事項証明書の写し)
- ・成年後見人や保佐人である方の本人確認書類の写し(運転免許証やマイナンバーカード等)

また、ご事情により申請者本人が申請できない場合は、お問い合わせ先までご相談ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

ご自宅や職場などに市役所や国の職員をよそおった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず最寄りの警察署または警察相談（#9110）に連絡しましょう。